

# 地域権利擁護 ネットワークフォーラム

～本人の意思を尊重するための「ネットワーク支援」「地域づくり」～

平成31年 2月16日(土) 13:30～16:00

(受付: 13:00～)

瀬戸内市保健福祉センター ゆめトピア長船 2階 大ホール

## 基調講演

**本人がメリットを実感できる成年後見制度へ**

～本人の意志や価値観に沿った後見支援が行われるために～

講師: 川端 伸子 氏 (厚生労働省 成年後見制度利用促進専門官)

## シンポジウム

**県内の市民後見人の推進状況**

～身近な存在として、本人に寄り添う地域後見～

コーディネーター: 瀬戸内市権利擁護センター運営委員会

委員長 (弁護士) 竹内 俊一 氏

コメンテーター: 厚生労働省 成年後見制度利用促進専門官 川端 伸子 氏

岡山家庭裁判所 裁判官 久保田千春 氏

シンポジスト: かさおか権利擁護センター 生宗 悟 氏

総社市権利擁護センター 日下部祐子 氏

NPO 法人市民後見センターわけ 小野田 治 氏

あさくち権利擁護推進センター 布元 義人 氏

瀬戸内市権利擁護センター 山下 真司 氏

⇒ 事前申し込みが必要です！ 申込期限：2/12

.....

### ☆成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方のために、契約手続きや財産管理についての援助者（成年後見人等）を選任してもらう制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。

### ☆市民後見人とは

成年後見人等として選任された一般市民のことです。同制度の利用者が増加しており、今後は成年後見人等の担い手をどのように確保していくかが課題です。

瀬戸内市では、「市民」という立場で、社会貢献活動として援助を行う「市民後見人」を養成し、その活動を支援しています。

【お申し込み・お問い合わせは・・・】

瀬戸内市社会福祉協議会 権利擁護センターほっと♡せとうち (電話: 0869-24-7711)

(なんでも相談会を同日・同会場で開催 → 詳細は裏面をご覧ください)